

背景

○都は、昭和48年に養育家庭制度を国に先駆けて創設して以来、一貫して子供の最善の利益を保障する視点から、家庭的養護の推進に取り組んできた。
 ○国は、平成28年6月の児童福祉法改正で、「家庭と同様の環境における養育の推進」の理念を明確化。要保護児童については、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームへの委託を原則とした。
 ○また、平成29年8月「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。

これまでの検討経過

○平成26年10月 児童福祉審議会提言
 「社会的養護の新たな展開に向けて一家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援」
 ○平成27年4月 社会的養護施策推進計画
 社会的養護における家庭的養護の割合を、平成41年までに、概ね6割とする。
 ○平成28年11月 児童福祉審議会提言（平成28年11月）
 「家庭的養護の推進について一家庭と同様の環境における養育の更なる推進にむけて」
 提言 1 養育家庭等の登録拡大に向けた取り組みの強化
 2 委託の推進に向けた体制の強化
 3 養育家庭等への支援の充実
 4 養育家庭等の養育力の向上
 5 児童相談所における支援体制の強化
 ※その他、里親認定基準を引き続き検討すること等の意見あり。

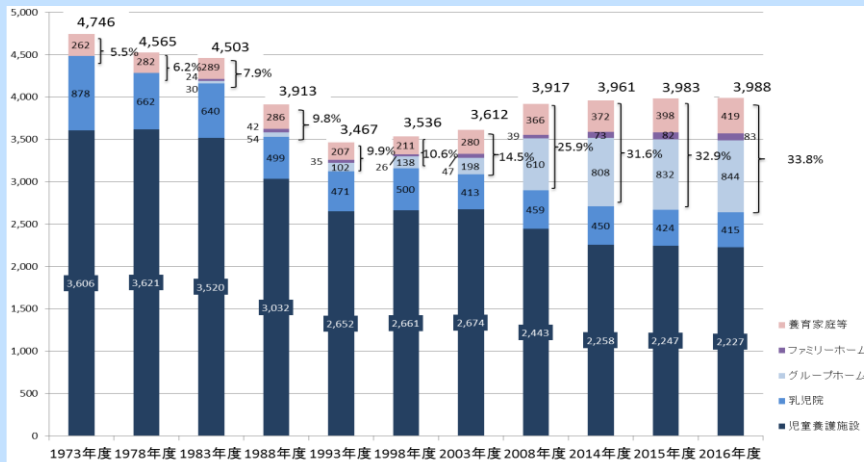
平成29年度の主な取組

- 新生児委託推進事業の推進
- チーム養育体制の整備
- 研修体系の再構築
- **里親認定基準見直し**
 目的
 - ◆養育家庭等の登録数の拡大・委託の推進
 - ◆家庭と子供を取り巻く様々な社会情勢の中、要保護児童への社会的養護の担い手として求められる里親の確保
 - ◆児童福祉法改正や「新しい社会的養育ビジョン」への対応

児童福祉審議会里親認定部会において検討

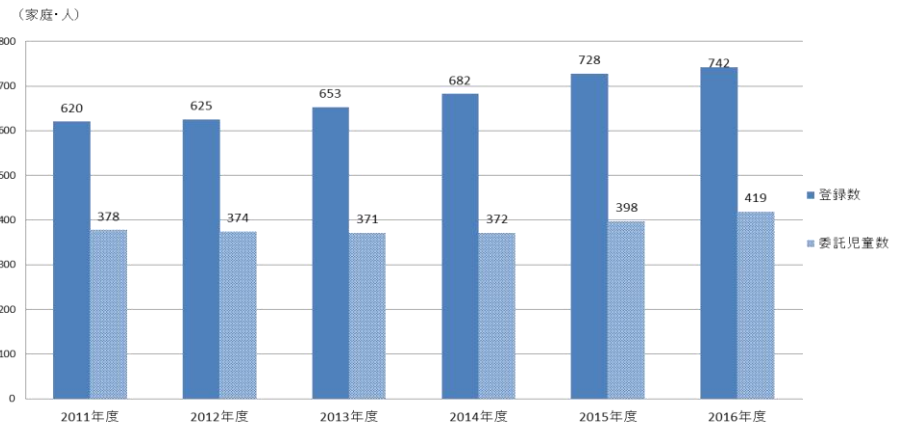
社会的養護の状況

都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移



*児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在
 *養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計
 *福祉保健局調査

東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移



資料：東京都福祉保健局 育成支援課
 *養育家庭(ファミリーホームは除く)、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数および委託児童数
 *登録数、委託児童数ともに各年度末現在